別表第1（第2条第1項関係）

　特別室使用料

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 特別室A　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室B　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室C　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室D　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室E　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室F　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室G　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室H　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室I　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室J　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室K　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室L　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室M　普通室の料金に対する加算額　1日につき  特別室N　普通室の料金に対する加算額　1日につき | 110,000（100,000）円  45,100（41,000）  22,000（20,000）  12,100（11,000）  8,800 （8,000）  9,900 （9,000）  3,300 （3,000）  14,300（13,000）  110,000（100,000）  74,800（68,000）  25,300（23,000）  25,300（23,000）  20,900（19,000）  19,800（18,000） |

　（注） 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。